

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人京都府鍼灸折会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員は、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、休業に伴う収入補填、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 前号の費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費、日当及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員に対する職務の対価として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条及び第105条の規定に基づき、別表1に定める額の範囲内で、年度の収支状況に応じ報酬を支給することができる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員が会長より研修会などの会合における講師を委嘱されたとき、原稿執筆を委嘱されたとき又は療養費制度適用支援作業を委嘱されたときは、別に定める謝金取扱規程に基づき謝金を支給する。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては会長又は財務担当執行理事が認めた場合、前もって支払うものとする。

2 前項の費用は、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、同条第2項の規定により公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、総会の承認を得て理事会が行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 公益社団法人認可までも、この規程を準用する。
3. この規程は、一部改正案を平成23年4月9日理事会の承認を得て、平成23年4月24日の通常総会に提案し承認を得て、平成23年4月1日から施行する。
4. この規程は、一部改正案を令和5年4月15日理事会の承認を得て、令和5年6月4日の通常総会に提案し承認を得て、令和5年7月1日から施行する。

【別表1】

第3条関係 役員の報酬

区 分	報酬の額
会 長	年 50,000 円
業務執行理事	年 30,000 円
業務執行理事以外の理事・監事	年 20,000 円